

第2回 原子力と法研究会 電力自由化と原子力事業の課題

原子力と法研究会座長 豊永晋輔
(弁護士・桐蔭横浜大学法科大学院客員教授)

1 有識者による説明

有識者より、原子力産業の成り立ちとその後の過程の説明がなされた。

また、福島第一原子力発電所事故の後、原子力事業者を支援するために、原子力損害賠償支援機構(現在、原子力損害賠償・廃炉等支援機構)が設立された経緯、同機構による支援の枠組み(一般負担金や特別負担金など)について説明がなされた。

2 質疑応答

上記の説明に関し、以下のとおりの議論がなされた。

第1に、電力自由化に関連して、原子力損害賠償・廃炉等支援機構による支援と、電力自由化の議論が同時並行で進んだ理由について問題提起があった。

また、電力自由化以降の一般負担金・特別負担金のあり方については、原子力損害賠償支援機構法を制定する際の前提となった状況と、現在の状況とは異なっており、議論をしなければならないという指摘があった。

さらに、以下の指摘があった。原子力損害の賠償に関する法律所定の損害賠償措置については、保険料又は保証料を支払わなかった場合、原子炉を運転することはできない。これに対し、一般負担金を支払わなかった場合、公表されるなどの措置は考えられるものの、原子炉の運転は継続することができる。

第2に、原子力損害賠償・廃炉等機構が行う業務に関する今後の課題について、廃炉のコスト負担の議論を進める必要があるとの指摘があった。また、原子力損害賠償についても、要賠償額の見込みが大きくなっているという指摘があった。

第3に、一般負担金については、法律上の根拠なく電気事業者に金銭的負担を課すものであって、租税法律主義などの憲法違反ではないかという問題提起があった。

この点については、同旨の指摘が一部の行政法学者からなされていること、今後の課題になりうることなどの議論がなされた。

3 今後の課題

いわゆる電力自由化後の原子力政策、エネルギー政策については、多くの課題が残されることが分かったため、これらの点について、今後検討を深めることとする。